

(様式)

佐伯地域実質化された京力農場プラン

市町村名	地域名	(該当集落名)	当初作成年月	更新年月
亀岡市	穂田野町	上佐伯・下佐伯	平成28年7月	令和5年3月

1 集落（地域）が目指す姿

(1) スローガン

立地条件を活用した、土地利用型農業の実現

(2) 今後の地域農業のあり方

課題				
高齢化並びに後継者不足				
今後、集落（地域）として取り組もうとする内容（該当部分に○印を記入「複数記入可」）				
① 他集落との連携		② 新規就農促進・後継者育成	③ 高収益作物の導入・拡大	
④ 低コスト化	○	⑤ 営農組織の設立・法人化	⑥ 経営の複合化	○
⑦ 6次産業化	○	⑧ 企業の農業参入(地域参入)	⑨ その他	
取組内容				
1. 新規販路の確立 2. 六次産業への取り組み 3. 資材高騰の中、できる限り低コスト化に努める				

(3) 産地づくり計画

① 現 状（令和4年度）

作 目	生産面積 ha	生産額	備 考
[土地利用型]			
・ 水稻	35ha	26,250,000	
・			
・			
[野 菜]			
・ 野菜	8ha	16,000,000	
・ 肉牛	350頭		
・			
・			
・			

② 目 標（令和9年度）

作 目	生産面積 ha	生産額	備 考
[土地利用型]			
・ 水稻	35ha	31,500,000	
・ 麦	8ha	1,564,480	
・ 黒大豆	3ha	4,900,000	
[野 菜]			
・ 野菜	10ha	20,000,000	
・ 肉牛	350頭		
・			
・			
・			

※ 目標年度については、地域の実情に応じ、農地利用など地域の将来像を議論する上で必要な、現状から概ね5～10年後を記載する。
以下の目標年度についても同様とする。

③ 地域の特産物づくりの取組方針

・ 品 目	水稻、麦、黒大豆、野菜
・ 普及方法	大型農機具を有効に活用し、作業効率が向上した農業を行う
・ 販売戦略	直売所による直接販売の実施

(4) 将来の農地利用のあり方

法人を軸にし、集落で農地を守り新規就農者の積極的な受け入れ

(5) 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用した農地の利用集積を図る

(6) 耕作放棄地の解消に向けた取組

圃場整備を生かし、集落営農により農地利用率の向上を図る

(7) 目標達成までのプロセス

年 度	取組方針	具体的な内容
令和4年度	営農継続	法人、集落営農による営農の継続
令和5年度	営農継続	法人、集落営農による営農の継続
令和6年度	営農継続	法人、集落営農による営農の継続
令和7年度	営農継続	法人、集落営農による営農の継続
令和8年度	営農継続	法人、集落営農による営農の継続

2 集落（地域）の農業構造

(1) 農業就業状況(担い手別)

① 現 状 (令和4年度)

項目	農業者数	年齢別						組織数				
		～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才	85才～	任意組織	農業法人		
集落（地域）の全体数	97		8	9	25	45	10		4	2	2	
中核的担い手 中心経営体	認定農業者 (法認定)								2		2	
	認定新規 就農者	1		1								
	集落営農 組織*1											
	基本構想 水準到達者											
	その他	市 町 村 認定農業者 (地域認定)										
		その他の中心 となる経営体 *2										
	中心経営体計	1			1					2		2
中核的担い手計	1			1					2		2	

*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

*2・・・その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること

② 計 画 (令和9年度)

項目	農業者数	年齢別						組織数				
		～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才	85才～	任意組織	農業法人		
集落（地域）の全体数	90		2	9	34	45			4	2	2	
中核的担い手 中心経営体	認定農業者 (法認定)	1		1					2		2	
	認定新規 就農者											
	集落営農 組織*1											
	基本構想 水準到達者											
	その他	市 町 村 認定農業者 (地域認定)										
		その他の中心 となる経営体 *2										
	中心経営体計	1			1					2		2
中核的担い手計	1			1					2		2	

*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

*2・・・その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること

(2) 中核的担い手の概要

属性	中核的担い手 (氏名) (集落名)	経営者・代表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状[令和4年度]		計画[令和9年度]		農地中間管理機構からの借入希望の有無	取組内容	活用が見込まれる施策
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha, 頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha, 頭数等)			
認	株式会社 京都佐伯の里 (佐伯集落)	才	3名		施設野菜 水稲	0.2ha 12.8ha	施設野菜 水稲 麦 黒大豆	0.2ha 9.4ha 8ha 3ha	○	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
認就	A (佐伯集落)	才	名		水稲 野菜	57.5a 144.36a	水稲 野菜	57.5a 144.36a		①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
認	B (佐伯集落)	才	3名		水稲 肉牛	238.8a 350頭	水稲 肉牛	238.8a 350頭		①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
経営規模計(ha)						17.4		25.0			

※ 1：「属性」欄には、個人の認定農業者（法認定）は「認農」、法人の認定農業者（法認定）は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農」、法人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農法」、担い手経営安定法第2条第4項第1号ハに定める法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織は「集」と記載する。

※ 2：「経営規模」欄には、プランの対象地区内における中核的担い手の経営面積と農作業受託面積を分けて記載する。

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(3) 近い将来農地の出し手となる者と農地

近い将来農地の出し手となる農業者(氏名)	年齢	現状[令和4年度]		計画[令和9年度]		利用しなくなる農地面積(ha)	うち農地中間管理機構への貸付け希望の有無		備考 (今後の役割等)
		経営内容 (作目)	経営規模 (ha, 頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha, 頭数等)		農地面積 (ha)	貸付等時期	
D	才	水稲	80a			80a	80a	令和5年	体力が続く限り軽作業への参加
E	才	水稲	40a			40a	40a	令和5年	体力が続く限り軽作業への参加
	才								
	才								
経営規模等計(ha)									

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(参考) その他の農業者の状況

経営内容(作目) ことこの経営体数	経営規模の合計 (ha, 頭数等)	現状と今後の見込み	備考

(4) 地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている 担い手はいるが十分ではない / 担い手がいな

(5) 耕地面積及び農地利用状況

①耕地面積(現状令和4年度)

耕地面積								中核的担い手への地域内の集積等面積(上段ha 下段%)		
(ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地	耕作放棄地	水田	畑	樹園地
51ha		51ha						17.4ha 34.1%	17.4ha 34.1%	
								うち、中心経営体の面積	17.4ha 34.1%	

*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

②耕地面積(計画令和9年度)

耕地面積								中核的担い手への地域内の集積等面積(上段ha 下段%)		
(ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地	耕作放棄地	水田	畑	樹園地
51ha		51ha						25.0ha 49.0%	25.0ha 49.0%	
								うち、中心経営体の面積	25.0ha 49.0%	

*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

③対象集落(地域)の現状

a	地区内の耕地面積	51.0 ha
b	アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	51.0 ha
c	地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	28.0 ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	20.0 ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	8.0 ha
d	地区内において今後中核的担い手が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.6 ha
e	地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.6 ha
	(備考)	

※1:cの「70歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載すること。

※2:d及びeの面積は、上記の該当する区分の計画の合計から現状の合計を差し引いた面積を記載すること。

※3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載すること。

※4:話し合いに活用した地図を添付すること。

(6) 対象地区内における中核的担い手(中心経営体)への農地の集約化に関する方針

高齢化が進み耕作が難しい農地が増加してきている。地元の農地は地元で守るという信念をもって農業を行い、新規就農者の積極的な受け入れ、後継者の育成を図りたい。

※ 中核的担い手への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定しているが、その「集落」の範囲は、話し合いが可能な範囲で、地域の実情に応じ柔軟に設定することも可能とする。

3 集落（地域）営農推進体制

(1) 農地利用調整の組織

・ 現 状	所有者と借り手の直接交渉
・ 計 画	所有者と経営体代表者との直接交渉（中間管理機構を活用）

(2) 農作業受託などの作業調整組織

・ 現 状	個人対応
・ 計 画	個人対応・経営体組織

(3) 農業用施設管理体制（農道、水路、ポンプなど）

・ 現 状	農家組合・耕作者での管理
・ 計 画	経営体組織・耕作者・土地改良区での管理

※ (1)～(3)に関する組織図を添付してください。

4 目指す姿を達成するために必要な農業用機械・施設等整備事業計画 （機械、施設、農地、農道、水路、ポンプ、耕作放棄地解消対策など）

事業主体	取 組 内 容	必要な機械・施設	実施事業	実施年度					
				5年	6年	7年	8年	9年	
(株) 京都佐伯の里	機械導入	トラクター			○				
(株) 京都佐伯の里	直売所	直売所施設		○					
		倉庫				○			

本プランをそのまま公表する場合、特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得るなど個人情報保護条例等に抵触しないようにすること。なお、本人の同意が得られない場合等には、個人が識別されないよう留意すること。